

## 宅地建物取引主任者資格登録に係る実務講習

(宅地建物取引業法施行規則第13条の17)

### (1) 登録基準

(登録の申請)

第13条の17 前条第1号の登録は、登録実務講習の実施に関する事務(以下「登録実務講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第1号の登録を受けようとする者(以下「登録実務講習事務申請者」という。)は、別記様式第3号の9による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 登録実務講習事務申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員(、持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575第1項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員をいう。次条第3号において同じ。)の氏名及び略歴を記載した書類

三 講師が第13条の19第1項第2号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

四 登録実務講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録実務講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類

(欠格条項)

第13条の18 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第13条の16第1号の登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

二 第13条の28の規定により第13条の16第1号の登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

三 法人であつて、登録実務講習事務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第13条の19 国土交通大臣は、第13条の17の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第13条の21第4号に掲げる基準に適合する講習を行おうとするものであること。

二 講師が次のいずれかに該当する者であること。

イ 取引主任者として宅地建物取引業に七年以上従事した経験を有する取引主任者であつて、宅地及び建物の取引の実務に関し適切に指導することができる能力を有する者

ロ 弁護士、不動産鑑定士又は税理士であつて宅地及び建物の取引に係る実務に関する知識を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 第13条の16第1号の登録は、登録実務講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録実務講習を行う者(以下「登録実務講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録実務講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録実務講習事務を開始する年月日

(2)登録法人

<http://www.mlit.go.jp/common/000213606.pdf>

(3)登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし